

アジアにおける子どもの越境移動
——外国にルーツのある子どもたちの市民権
を考える——

岩井美佐紀

Children's Transnational Migration in Asia:
Thinking about the Citizenship of Children
with Foreign Roots

IWAI Misaki

ポイント

- アジア域内の国際結婚は階層間の水平移動である。
- 外国にルーツのある子どもたちは構造的・社会的な困難に直面する。
- 「祖国のない子どもたち」の市民権の保障が最優先される課題である。

キーワード：グローバル化、国際結婚、国際離婚、ベトナム、韓国、無国籍、市民権

1. はじめに

2014年、ベトナムの有力誌 *Tuổi Trẻ* のインターネット版に衝撃的な記事が連載された。ベトナム南部のメコンデルタのある農村で「祖国のない子どもたち」とよばれる、実質的に無国籍の子どもたちが数多く見られたというのである。その内の一人、ジュンは当時6歳で、本来なら小学1年生のはずだが、地元の小学校に通っていなかった。写真に収まるジュンは赤茶けたボサボサの髪、折れそうなか弱い体つき、不安そうな表情をし、明らかに年齢よりもいくつか幼い印象だった。ジュンは韓国の父親とベト

ナム人の母親の間に生まれたが、氏名は100%韓国式でつけられ、韓国籍パスポートをもっていた。当時の地元の小学校は、ベトナム国籍の子どもたちしか就学を許可しておらず、ジュンのような外国籍の子どもは教育機会を与えられていなかった。そのため、ジュンはベトナムに住みながら、近所に住む子どもたちともクラスメートになれず、ベトナム語の読み書きもできなかったのである。

ベトナムにおいて「祖国のない子どもたち」と呼ばれる外国籍の子どもたちの実態は十分把握されていない。そのため、彼らがどのように地域社会で生活しているのかについても断片的に報道されるだけで、彼らが直面する様々な問題についてもほとんど明らかにされてこなかった。グローバル化の波は、外国企業が進出する大都市ばかりでなく、ベトナムの農村の隅々までにも波及し、大きな地殻変動を引き起こしている。本章では、グローバル化に対しローカルの人々がどのように対応してきたのかについて論じたい。

1990年代以降、加速するグローバル化の中で、アジア圏内の国際結婚が急速に増加してきた。それは、主に日本、韓国、台湾などの東アジア諸国の男性たちとベトナム、フィリピン、タイなどの東南アジア諸国の女性たちの結婚に見られる「グローバル・ハイパガミー(global hypergamy)」あるいは「グローバル・マリッジスケープ(global marriage-scapes)」(Constable 2005; Chung, Kim, Piper 2016)とよばれるトランスナショナルな移動を指している。この越境移動の特徴は、①新興国から先進国へと主に生活水準の上昇を求めて移動する、②階層間は水平に移動する(階層上昇はない)というものである。特に、グローバル化し、拡大する結婚市場に対応するブローカー(仲介業者)が介在することで、これまで国際結婚の主体とは見られて来なかった地方在住の比較的低学歴の女性たちが越境し、見知らぬ外国の農村に在住する男性のもとに嫁ぐことが可能となったのである。国際結婚によって、より豊かな生活を手に入れるという経済的動機は、このような越境ハイパガミー(上昇婚)を促進する主要な動因となっている。しかしながら、ブローカー婚は脆く、言葉や文化・生活習慣の壁などに阻まれ、結婚移民が社会適応することも容易ではない(Kim

2018)。近年、国際離婚（離別も含む）も増え、それに伴い Japanese Filipino Children（JFC と略称）と呼ばれる日比混血児や日タイ混血児などにみられるような母子の「帰還」移動も増加している（Suzuki 2010, ;Ishii 2016）。

本章では、筆者が2016年から2017年にかけてベトナム南部のハウザン省のある村落で行った現地調査の結果から、国際離婚による越境移動が子どもたちにどのようなインパクトをもたらすかを考察していきたい。

2. ローカルレベルのグローバル化とそのインパクト

それでは、まず、アジア圏内の結婚移民が急増している社会的背景について、受け入れ社会と出生地それぞれの社会状況を絡めながら考察を進めていこう。結婚移民の受け入れ社会である日本、韓国、台湾の社会の急激な変化として、地方の農家の男性や都市の零細自営業・労働者の深刻な結婚難が挙げられる。この背景には、女性の高学歴化や晩婚化などのライフスタイルの変化や少子化がある。例えば、韓国や台湾における女子の4年制大学進学率はそれぞれ57%、59%と、男性を大きく凌駕している。一方で、これらの国の合計特殊出生率（女性が一生のうちに生む子どもの数）の最低値は、それぞれ1.08人（2005年）、0.895（2010年）と、日本（1.25 2005年）を大きく下回っていた。しかも、父系血縁関係が優位で男児選好の傾向が強く、特に農家や自営業者などの後継ぎ問題も大きく関連している。つまり、国際結婚の主なアクターは嫁不足で悩む地方の男性たちであり、国際結婚のカップルは1999年以降韓国人男性と外国人女性の組み合わせが増え、2000年代に入るとその数は急増している。2015年の出身国別の結婚移民の人数は、ベトナム人女性が58,661人と、東南アジア諸国内で圧倒的多数を占めている（金 2017）。

結婚を希望する男性たちが頼ったのが、国際結婚の斡旋業者によるお見合い・結婚パッキングツアーである。これは1週間程度の期間に集団見合いと婚姻手続きをセットにしていた。冒頭で紹介したジュンの母親も、ホーチミン市で行われた集団見合いを経由して20歳近く年齢差のある韓国人男性と結婚した。筆者がベトナムのある農村でインタビューした事例では、韓国か台湾に嫁いだ女性たち全てがブローカー婚であり、18歳から20代

前半に結婚し、学歴もほとんど中卒以下で、不安定な雇用労働についていた。大半の女性たちが国際結婚を希望した理由は、実家が貧しく外国で働いて仕送りしたいという経済的要因と、結婚によって人生を変えたいという心理的要因が大きい。特に、2000年代に入り、娘の仕送りで御殿を建て、豪華な調度品を揃える結婚移民の実家の「成功」ぶりは、近隣住民に大きなインパクトを与えた。農村の若い女性たちがブローカー婚を望む背景には、そのような目に見える「親孝行」へのプレッシャーが働いていたことはいうまでもない。

このように嫁不足に悩む先進国の農村に嫁ぐという、トランスナショナルな「水平移動」をした途上国の農村の女性たちは、嫁ぎ先の家庭内や地域社会においても非常に立場が弱く、その多くが言語の壁ゆえのコミュニケーション不全、夫の家庭内暴力、嫁姑関係の確執などを抱えていた。韓国や台湾の政府は、結婚移民女性たちやその家族の日常生活をサポートする対策を行っているが、現実には、その支援が地方の農村部まで十分浸透しているとは言い難い。韓国の現行の法律では、外国人配偶者が婚姻中に別居することは法的に難しく、同居したまま離婚手続きをすることは不可能に近いので(Kim 2017)、婚家から離れるベトナム人花嫁の大半が離婚手続きをしないまま子どもを連れて帰国せざるをえない。そうした場合、夫や夫の家族が逃亡した外国人花嫁の法的手続きに関する要求に協力することはほとんど期待できない。

3. 帰還移住後に子どもたちの社会統合を阻む障壁

母親とともにベトナムに「帰郷」した子どもたちは外国籍であるため、まず、在留ビザの更新を6か月毎に行う必要がある。大抵は、居住する地方の法務局に更新申請と30米ドル相当を納付する。それを怠れば、子どもたちは不法滞在者となり、現地社会で深刻な不利益を受ける。さらに、ベトナムの役所に出生届けが提出されているわけではないため、地元の公立学校に就学するための手続きをとることができない。子どもたちの中には、母親が韓国または台湾の出生届を持って帰国し、公証役場でベトナム語に訳した正式な出生証明書を提出することで入学を許可される場合もあ

るが、極めて稀である。大半の母親たちは子どもを連れて帰国することに懸命で、その後に必要となる書類については無頓着である。

ベトナムの国籍法では、外国にルーツのある子どもがベトナム人の母親と同じ国籍を取得するのは、その子どもの父親が認知しない場合などに限られる。一般的には国際結婚により外国で出産した母親は、自身の帰化も念頭に、子どもの国籍を父親と同じにすることに迷わず同意する。しかし、帰国後、外国籍の子どもは唯一の身分保証であるパスポートしか持たず、前述した出生届がないために教育権を奪われるという極めて不遇な生活環境に晒されてきた。幼少期に父親の国から離れたために、韓国語の読み書きや会話もできず、母親の国でも学校教育から排除されたために、ベトナム語の読み書きができないという、まさにダブルリミテッドの状況に置かれているのである。

加えて深刻なのは、帰国後、母子が経済的困窮に陥ることである。母親は元々学歴が低くスキルもないため、帰国後実家に数か月ほど滞在した後、大半はホーチミン市のような大都会に出て工場か小さな飲食店などで働き、実家に預けた子どもの養育費を仕送りしている。その際、外国に住む子どもの父親からの養育費は一切期待できない。貧困家庭のシングルマザーに一般的に言える傾向として、不安定な長時間労働のために母親としての養育責任を十分果たせないという事情がある。それに加えて生後間もない乳児を連れて帰国する場合、母親は養育費を稼ぐために5か月ほどで断乳せざるをえず、留守の間は粉ミルクで代用するという問題も起こる。このように、地元的一般ベトナム人家庭の子どもたちと比べると、母乳育児の期間が極端に短縮されることで、子どもたちが十分ケアを受けられないという不利益も挙げられる。

以上のように、帰還移住した外国籍の子どもたちは法的経済的な障壁に直面し、地元の子どもたちとの格差ゆえの理不尽な状況に置かれているのである。

実は、もう一つ深刻な障壁、いわゆる差別や偏見という社会的障壁がこれまで見過ごされてきた。例えば、外国籍の子どもたちは、パスポートに記載された氏名以外にベトナム名を持たないため、外見上はほとんど地元

のベトナム人児童と見分けがつかないが、名前ですぐ判別され、地元の子どもたちや近所の大人たちから「あいの子」「父なし子」とからかわれたり、いじめの対象となったりする。さらに、子どもたちにとって辛いのは、実母の不在である。母親が故郷から離れるのは、経済的理由だけでなく、むしろ親戚や近所からの好奇の目やゴシップに耐えられないからである。いくら夫に非があっても破綻した結婚に対するスティグマや経済的に親をサポートできなかった親不孝ゆえに、ほとんどの母親たちが劣等感や孤立感を抱え、故郷を離れるのである。

このような可視化しづらい社会的(インフォーマルな)障壁は母子をより長期間引き離し、子どもの成長とともに必要な法的手続きも遅延させる結果となり、事態をより複雑化、深刻化させている。

4. NGOと地元小学校の人道的支援

冒頭で取り上げたジュンは、その3年後の2017年に筆者が村で会った時、地元の小学校に2年遅れで通っていた。3年前の新聞記事に写るひ弱な印象は全く消え、表情も明るく、目にも生気が宿り、髪も黒くつやつやとしていた。相変わらず母親はホーチミン市に出稼ぎに行ったままだが(年2回の長期休暇には帰省する)、生活は比較的安定しているようであった。この3年間に彼の生活は大きな変化を遂げていた。まず、2014年の取材の数か月後、地元の村政権が出生届のない子どもたちへの非正規就学(học gini)を許可したために、ジュンをはじめ村在住の外国籍の子どもたちが就学の機会を与えられた。これによって、子どもたちの学習権は限定的ではあるが保障された。ただし、非正規就学のため、学籍はなく、成績などの証明書もつかなかった。単に非識字状態に陥らせないための暫定的な人道的措置であったが、同じメコンデルタ地域でも、このような人道的措置がなされない地方政府も多かった。子どもたちの命運がそのような行政の気まぐれな判断で決まってしまうことは大きな問題点である。

その後、2016年10月以降ジュンの住むハウザン省では、ベトナムの出生届がなくても正規に就学できる制度に切り替えられた。筆者のインタビューに答えた地元学校の教員によれば、就学中に必要な書類が揃えば問

題ないという措置を取ったという。これにより、子どもたちの教育権が完全に保障されたのである。これ以降、子どもたちは学校で成績が付き、証明書が発行されて中学に進学することも可能になった。さらに一般の国民が加入できる医療保険に代わり、学校の保険に加入できることによって、日常生活のリスクを軽減することも可能となった。

その他、ベトナムでは、Korea Center for United Nations Human Rights Policy (略称 KOCUN) と呼ばれる韓国の NGO が 2011 年から国際離婚した元妻とその子どもたちの支援に乗り出している。KOCUN は、ベトナムに 2 か所、ハノイとカントー市に拠点を置いている。カントー市に拠点を置くのは、ベトナムから台湾・韓国に嫁ぐ結婚移民の大半が、カントー市を中心としたメコンデルタ域内の諸省出身者だったからである。KOCUN は、その他、元結婚移民の女性たちの就労支援や子どもたちの韓国語教育などにも力を注いでいる。この NGO は、ベトナムのローカル NGO である女性連合会支部と協力し、ソーシャルワーカーとともに様々な問題解決に当たっている。特にこの 2 つの NGO が力を入れているのは、別居状態で帰国し、韓国人夫の非協力で離婚手続きができない女性たちの法的救済である。これまでも述べてきたように、女性たちは夫や彼の家族との深刻な問題を抱え離別・帰国したものの、法的にはまだ婚姻関係にある。しかし、韓国の法規によれば、韓国人夫たちは一方的に離婚が可能であるにもかかわらず、外国籍配偶者は夫の同意なしに離婚手続きを進められないという不平等な内容となっている (Kim 2017)。したがって、離別・帰国後ほぼ断絶状態にある夫に対し、すでに帰国したベトナム人妻たちはなすすべがなかった。韓国とベトナムに拠点を置いて活動する KOCUN は、韓国在住の夫を見つけ出し、彼に離婚手続きに同意するよう説得し、法的解決に当たる。ジュンの母親は、KOCUN の支援により、ベトナム帰国後 10 年近くたってようやく正式に離婚することができた。KOCUN のスタッフと女性連合会支部のスタッフは、次のステップとして、ジュンの親権を母親が取得する手続きに入るという。ジュンの母親は、ジュンがベトナム国籍を取得し、今後もベトナムで一緒に暮らすことを望んでいる。

このように、地元学校やベトナム国内外の NGO の取り組みは結婚移民

の女性たちやその子どもたちの待遇を大きく改善させつつある。しかし一方で、差別やいじめをなど、目に見えない社会的障壁は彼ら彼女たちの劣等感や孤独感を一層強める作用を及ぼしている。今後、帰還移住した子どもたちの市民権が最優先に考えられる多面的な環境を早急に整える必要がある。

5. 終わりに

本章では、国際結婚・離婚によって母親と共に帰還移住した「祖国のない」子どもたちが直面する困難に焦点を当てて論じてきた。とりわけ、母親の出身国において外国籍の子どもたちは、実質的に無国籍に近い、法的に極めて不安定な状況にある。それによって彼らが被る不利益も極めて深刻なものである。

ここで、帰還移住した子どもが被る2つの不利益を整理しておこう。

1つは、法的・経済的な不利益である。ベトナムでの出生届をもたない子どもたちは学齢期になっても地元の小学校に通学することができず、学習権を奪われてきた。近年になって入学前に必要な書類が揃っていなくても就学を許可されるなど人道的措置が講じられ、ようやく段階的に改善されてきた。ただ、それ以前に帰国した子どもたちはすでに学齢期を過ぎ、ダブルリミティッドのまま農村の底辺に滞留している可能性が高い。また、父親からの養育費が全く期待できない中で、多くの母親たちは授乳期を全うすることなく、遠くの大都市に出稼ぎし、子どもの養育費を実家の親族、例えば祖母・伯(叔)母などに仕送りしている。子どもたちは実の母親と過ごす時間が極端に制約される。このように、帰還移動した子どもたちと地元の子どもの間には明確な構造的格差が生じている。

もう1つは、社会的な不利益である。子どもたちはその外国名などから「混血」と呼ばれたり、親の離婚ゆえに「父なし子」と呼ばれたりするなど、地域社会で差別やいじめを受けている。母親たちも結婚の破綻などで劣等感に苛まれ、子どもを実家の親族に預けて故郷を離れる場合が多い。このような行動を取るのには、彼女たちが近所の人々や親族からのゴシップや好奇心な目に耐えられないからである。結果的に、子どもたちは父親から

も、そして母親からも引き離されて育てられる。このような環境は、子どもたちの社会適応を阻む深刻な障壁である。

以上みてきたように、子どもたちが直面する困難は複雑で多層的であるが、近年地域の学校や NGO が協力して取り組み始め、一定の効果を上げている。今後は、子どもの市民権が最優先課題となるように国の施策も含め追加的な措置が講じられる必要がある。

参考文献

- Constable, N. (2005) Introduction: Cross-border marriages, gendered mobility, and global hypergamy. In Constable (ed.), *Cross-border marriages Gender and mobility in transnational Asia* (pp. 1–16). University of Pennsylvania Press.
- Chung, C., Kim, K., & Piper, N. (2016) Marriage migration in Southeast and East Asia revisited through a migration-development nexus lens. *Critical Asian Studies* 48 (4), pp. 463–472.
- Ishii, S. K. (2016) Child return migration from Japan to Thailand. In S. K. Ishii (ed.), *Marriage migration in Asia—emerging minorities at the frontiers of nation-states*, (pp. 118–134) Singapore: NUS Press in association with Kyoto University Press.
- 金愛慶 (2017). 韓国における国際結婚の増加と支援政策, 『名古屋学院大学論集 社会科学篇』 54 (1), 13–28 頁
- Kim, H. M., Park, S., & Shukhertei, A. (2017) Returning home: marriage migrants' legal precarity and the experience of divorce. *Critical Asian Studies*, 49 (1), pp. 38–53. Retrieved from <http://dx.doi.org/10.1080/14672715.2016.1266679>
- Kim, M. (2013) Citizenship projects for marriage migrants in South Korea: Intersecting motherhood with ethnicity and class. *Social Politics*, 20 (4), pp. 456–481.
- Kim, M. (2018) *Elusive Belonging: Marriage Immigrants and “Multiculturalism” in Rural South Korea*. University of Hawaii Press.
- Nguyễn Viễn Sự, 2014/8/5, Những đứa trẻ không tổ quốc, *Tuổi Trẻ online* <https://tuoitre.vn/nhung-dua-tre-khong-to-quoc-630571.htm> (2018年6月10日閲覧)
- Suzuki, N. (2010) Outlawed children: Japanese Filipino children, legal defiance and ambivalent citizenships. *Pacific Affairs*, 83 (1), pp. 31–50.